

## 地域未来投資促進税制

## 主務大臣の確認申請書

### 記載例・参考資料

※ 青囲みの記載事項は、資料作成にあたっての留意点等を示したものとなります。

※ 記載例の内容はあくまでも一例です。それぞれの事業の内容・性質が異なることから、本記載例と同様に記載して申請を行った場合でも、主務大臣の確認を保証するものではありません。

令和7年8月

経済産業省 関東経済産業局

企業立地支援課

(別添2) 法第25条に規定する主務大臣が定める基準に係る確認申請書

【様式1の1】

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認申請書

令和●年 ●月 ●日

●●大臣 ●● ●● 殿

【日付】

- 申請日（都道府県の計画承認日以降とすること。）を記載。

住所 東京都千代田区霞が関  
1丁目1番地3

【大臣名】

- 主務大臣確定の連絡を踏まえ、所管大臣名を、上から総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣の順で記載。
- 大臣の姓名まで記載。

名称 経産工業株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 経産 太郎

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強

化に関する法律（以下「法」という。）第25条の規定に基づく確認を受けたいので申請します。

【住所】

- 本社所在地を記載。
- アルファベット、数字、カタカナは全て全角

【名称・代表者の氏名】

- 株式会社と事業者名のスペースは不要
- 役職と姓名の間は全角スペースが必要  
(例) 経済工業株式会社  
代表者役職×姓×名 (×は全角スペース)
- 役職名も記載。
- 複数の事業者が共同で地域経済牽引事業計画の承認を受けている場合は、承認地域経済牽引事業計画における代表者名を記載。

(備考)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 承認を受けた地域経済牽引事業計画を添付すること。

## 1 対象事業者の住所及び名称

対象事業者の住所及び名称	(住所) 東京都千代田区霞が関1丁目1番地3 (名称) 経産工業株式会社
--------------	---

※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

### 【1 対象事業者の住所及び名称】

- ・ 複数の対象事業者が確認申請を行う場合（共同申請）には、欄を追加して記載。
- ・ 住所、名称の順に記載。

## 2 当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日

令和6年2月6日（変更承認日：令和6年11月26日、令和7年6月26日）
--------------------------------------

※ 地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けた場合は、括弧書きで変更承認日を記載すること。

### 【2 当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日】

- ・ 複数回の変更承認を受けた場合には、その全ての変更承認日を記載。

## 3 承認地域経済牽引事業の名称

新型プレス機を活用した金型加工工場の新設
----------------------

## 4 承認地域経済牽引事業の実施場所

A県B市××732番地、733番地
-------------------

### 【3 承認地域経済牽引事業の名称】

### 【4 承認地域経済牽引事業の実施場所】

- ・ 承認地域経済牽引事業計画の記載内容を転記。実施場所については、地番単位で記載。（複数ある場合も全て記載）

## 5 承認地域経済牽引事業の概要及びその有する先進性

### (1) 承認地域経済牽引事業の概要

#### <例1>

弊社は、これまで高い金型加工技術を生かして、C自動車株式会社の「xxx」「yyy」といった車両やD自動車株式会社の「zzz」「vvv」といった車両のエンジンに関する金型部品Mを製造してきた。

本事業は、自動車の更なる燃費向上が課題となる中で、より小型化・軽量化した金型部品Mを製造するものである。事業実施に当たっては、弊社既存工場に隣接する形で、新たな工場（弊社第五工場）を建設するとともに、金型部品の小型化・軽量化に対応した新型プレス機を導入する。

## <例2>

当社は昭和60年に創業し、農産品を中心とした各種商品の保管、配送を行っている。近年、取扱量の増加や顧客の要請による取扱商品の多様化に加えて、品質保持や納入期間短縮等の顧客の要請への対応が必要となっており、本事業により新しい倉庫を設立し、キャパシティーの増加、機能の拡充、効率化を図る。

### (2) 事業の先進性の類型（※該当する類型全てに○を付す。）

- 1 開発又は生産する商品の先進性
- 2 開発又は提供する役務の先進性
- 3 商品の生産又は販売の方式の先進性
- 4 役務の提供の方式の先進性

### (3) 先進性の概要について

#### <例1>

本事業で製造する小型化・軽量化した金型部品Mは、製品の厚みが5mm未満であり、その製造にかかる○○○、○○○を実現する技術は世界でも屈指の加工技術である。加えて、プレス工程における曲げ加工について、○○○から○○○までの加工を可能とする新たに導入する新型プレス機を活用することで、○○○種○○○○点の部品生産が可能となり、また、不良品率を1%未満に抑えることができる。新型プレス機や新たに製造する金型部品Mの詳細については、以下の図表を参照されたい。【図表略】

#### <例2>

新倉庫では、商品の受入れから保管、配送までの工程を最適化、効率化するため、新たに自動化装置と倉庫管理システムを導入し、受発注システムや運送管理システムにも連携させる。倉庫スペースの拡大に加えて、自動化装置の導入により受入貨物の処理速度がこれまでの○○○○から約1.5倍になることから、1日に取扱可能な貨物量が1日当たり○tから○tに拡大する見込みである。また、新倉庫に導入される○○○システムは○○や○○○、○○○などの多岐に亘る対象商品をその商品の特性によって温度や湿度等の保管環境を柔軟に変更できるため、納入された商品に応じてそれぞれに適した環境で管理することが可能となり、さらに××装置を設置することにより鮮度が○○○日間○○○の状態を維持できるなど飛躍的に向上する。

例えば▲▲については、鮮度保持期間が従来約2倍となることにより、従来は鮮度が著しく低下することから当社工場を起点に○○○km圏内の首都圏への配送が難しかった商品や、○○○や○○○○などの高度な品質管理が求められる高価格帯の商品にも対応できるようになり、これにより、地域で生産された農産品や各種製品の付加価値向上にもつながるものと考えられる。また、受発注システムと配送システムと連携し、AIを活用して輸送環境や輸送ルートを最適化することにより、客先にタイムリーに鮮度

の高い商品を供給でき、保管・運送の効率化によってコストも〇〇〇%の削減が可能となる。当社が取り組む、受入れから管理、配送までを一気通貫で運用するシステムとAIを連動させて、全体を最適化、効率化し、高度な品質管理を実現するシステムの導入は、業界内でも先駆的な取り組みである。

※ (1)について、地域経済牽引事業計画の申請書に記載している事業の概要を簡潔に記載すること。図表を用いることは可。(3)について、承認地域経済牽引事業が先進性を有することの詳細な説明を、(2)で○を付した項目ごとにそれぞれ400～500文字を目安として簡潔に記載すること。図表を用いることは可。

**【5 承認地域経済牽引事業の概要及びその有する先進性】**

・当該地域牽引事業の先進性※について、該当する類型を(2)で○を付すとともに、(3)において、○を付した項目ごとに、同業他社に普及していない点などにも触れながら、ポイントを絞って簡潔に記載。

※先進性に関する詳細は、地域経済牽引事業計画ガイドライン参照

次のいずれかの項目で先進性を有すると評価されること

①開発又は生産をする製品の先進性、②開発又は提供する役務の先進性、③製品の生産又は販売の方式の先進性、④役務の提供の方式の先進性

※(参考)本事業による付加価値額増加の背景、また、次項【6 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率】以降で算定する数値等の背景=先進性を有し、相応の付加価値額を創出(増加)等が見込まれることなどについて本欄に簡潔に記載。

**6 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率 (以下のいずれかを記載すること)**

投資年度以降の5事業年度の労働生産性の伸び率の 平均値 × 100	9.0 (%)
投資年度の翌事業年度以降の5事業年度の投資収益率の 平均値 × 100	(%)

※ 投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。

※ 労働生産性の伸び率を記載した場合は、その算定根拠を別紙1-1に記入して提出し、投資収益率を記載した場合は、その算定根拠を別紙1-2に記入して提出すること。

#### 【6 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率】

- ・ 数値については、労働生産性の伸び率の場合は別紙1-1、投資収益率の場合は別紙1-2を作成して転記。  
別紙1-1及び別紙1-2については、「2. 算定シート」の各項目についての算定根拠をそれぞれ「3. 算定根拠」に必ず記載。（必要に応じて根拠資料を添付。）
- ・ 承認地域経済牽引事業者の企業全体の数値ではなく、地域経済牽引事業単位での数値を記載。（事業単位の数値が算出できない場合等で企業全体の数値を記載する場合は、理由や詳細を別紙「3. 算出根拠」欄に記載。）
- ・ 「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」は、原則、以下「8減価償却資産」の取得予定時期の一番遅い日の属する年度になります。

#### 【参考】

- 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示（以降「告示」という。）第1項 第1号イ（1）

労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること。

- 地域未来投資促進法における 地域経済牽引事業計画の ガイドライン第5法第25条に基づく確認について  
1 法第25条に基づく確認の基準

### 7 承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高

計画承認日から5年後までの期間を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高伸び率 × 100	25.5 (%)
過去5事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率 × 100	8.2 (%)

※ 市場規模の伸び率が分かる資料を添付すること。

#### 【7 承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高】

- ・ 算定根拠については、【参考1】売上高及び市場の規模の伸び率算定シートを適宜活用して算出。
- ・ 市場規模は、原則、対象牽引事業の該当業種（日本標準産業分類の小分類）規模を算出。算出が難しければご相談ください。

#### 【参考】告示 第1項 第2号

計画承認日以降五年を経過する日までの期間を含む事業年度において見込まれる当該承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、零を上回り、かつ、過去五事業年度における当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率の実績値を百分率で表した値を五以上上回ること。

## 8 減価償却資産

承認地域経済牽引事業者名 ( 経産工業株式会社 )

種類	資産の内容	数量	予定単価	取得予定 価額	取得予定 時期
建物及びその 附属設備	第五工場 建屋	1棟	840,000 千円	840,000 千円	令和7年12月 (注1)
機械及び装 置	新型プレス機 X	4台	125,000 千円	500,000 千円 (400,000 千円) (注2)	令和8年4月
機械及び装 置	新型プレス機 Y	1台	50,000 千円	50,000 千円	令和7年7月 確認前取得資産 (注3)

※ 「種類」には、法人税法施行令第13条各号に規定する資産の種類を記入すること。

※ 複数の承認地域経済牽引事業者が事業を行う場合には、事業者毎に欄を作成すること。

注1 第五工場 建屋については、令和〇年〇月〇日付け〇〇〇〇〇〇〇〇〇地第〇号をもって承認地域経済牽引事業者が地域の成長発展の基盤強化に特に資するものであることを確認済み

注2 本牽引事業に取り組むにあたり、〇〇補助金を活用予定であり、下段にて圧縮記帳後の金額を記載。

### 【8 減価償却資産】

- ・ 減価償却資産については、地域経済牽引事業計画に記載されている資産（税制措置の対象とならない車両・船舶等を含む。）を記載。
- ・ 種類には、法人税法施行令第13条各号の種類を記載。（「建物及びその附属設備」・「構築物」・「機械及び装置」・「車両及び運搬具」など）
- ・ 単位を正しく記載。（「数量」「予定単価」「取得予定価額」欄）
- ・ 数量×予定単価＝取得予定価額となるように記載。
- ・ 既に主務大臣の確認を受けている資産については、（注1）のとおり記載。
- ・ 補助金の交付により圧縮記帳を行う場合、「減価償却資産の取得予定価額」には、取得予定価額の下に、括弧書きで圧縮記帳後の金額を記載。（注2）
- ・ 主務大臣の確認前に取得する資産については、取得予定価額の欄に「確認前取得資産」と明記。なお、確認前取得資産については、課税特例の適用を受けることができない。（注3）

## 9 対象事業者が取得する予定の減価償却資産

対象事業者名	経産工業株式会社
前事業年度の減価償却費	
(1) 対象事業者が(2)及び(3)以外の場合（告示第1項第4号イ）	684,384,222（円）
(2) 対象事業者が連結会社の場合（告示第1項第4号ロ）	（円）
(3) 対象事業者が告示第1項第4号ハに掲げる者の場合	（円）
減価償却資産の取得予定価額	1,290,000,000（円）

※ 減価償却費の根拠となる財務諸表等又は連結財務諸表等を添付すること。

※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

※ 外国法人等がその出資者に含まれる対象事業者は、告示第1項第4号ハに掲げる者に該当するか否かの判定の基礎となった資料を添付すること。また、(3)に該当する場合は、その円換算の基となった資料を添付すること。

### 【9 対象事業者が取得する予定の減価償却資産】

- 対象事業者の前事業年度の減価償却費については、主務大臣の確認を受ける時点の前事業年度の数値を記載。（対象事業者が連結会社である場合には、連結会社全体の前連結会計年度の減価償却費を記載）
- 対象事業者の設備投資額は、前年度減価償却費の25%以上（対象事業者が連結会社である場合には、連結会社全体の前年度減価償却費が対象）が必要。かつ、1億円以上であること。
- 対象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額については、【8 減価償却資産】で記載した各資産の取得予定価額の合計額を記載。また、圧縮記帳を行う場合には、圧縮記帳後の金額を記載すること。
- (3) は、以下【参考】に該当する場合に記載すること。
- 必ず円単位で記載。

#### 【参考】告示 告示第1項第4号ハ

ハ外国法人等（外国の法令に準拠して設立された法人、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体をいう。）が直接又は間接に有する対象事業者の議決権の数の当該対象事業者の議決権の総数のうちに占める割合が百分の五十を超える場合における当該対象事業者（連結会社を除く。） 当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が一年未満である場合にあっては、当該減価償却費の額を一年当たりの額に換算した額）に、当該外国法人等（その百分の五十を超えるかどうかの判定の基礎となった者が複数である場合は、その全ての者）の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が一年未満である場合にあっては、当該減価償却費の額を一年当たりの額に換算した額）の合計額を加えて得た額

## 10 対象事業に係る経営の方針の決議又は決定の過程

### 添付書面の通り

※ 原則、対象事業に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類の添付で足りるものとする。

※ 取締役会その他これに準ずる機関で意思決定されたものであることが分かるようにすること。

※ 個人事業主や取締役会がない法人（合同会社等に該当する法人）の場合は、代表者の意思であることが確認できるようにすること。

【10 対象事業に係る経営の方針の決議又は決定の過程】

- ・原則、対象事業に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類を添付すること。

11 旧計画がある場合に係る事項（該当する場合のみ記載すること。）

旧計画の名称	
旧計画の実施期間	
旧計画における投資年度以降の5事業年度の労働生産性の伸び率の平均値 × 100	(%)
旧計画における投資年度の翌事業年度以降の5事業年度の投資収益率の平均値 × 100	(%)

- ※ 旧計画は、「本確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の承認地域経済牽引事業計画であって、本確認申請に係る承認地域経済牽引事業計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの（本確認申請前に当該他の承認地域経済牽引事業計画に係る地域経済牽引事業が法第25条に基づく主務大臣の確認を受けたものに限る。）」とする。
- ※ 投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。
- ※ 労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定根拠を別紙1-1及び別紙1-2に記入して提出すること。
- ※ 上記の労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定期間が、5事業年度に満たない場合は、直近事業年度までの間について算定することとする。

【11 旧計画がある場合に係る事項】

- ・ これまでに、同一事業者が同一都道府県内で地域経済牽引事業の承認を受け、主務大臣の確認を受けている場合には、本欄の記載が必要となりますので、御相談ください。
- ・ 複数の旧計画が存在する場合には、記載欄を増やした上で、全ての旧計画について、それぞれ記載。
- ・ なお、算定期間が1事業年度に満たない場合は、1事業年度当たりの数値に換算した値を用いる。例えば、算定根拠となる売上高等について、7ヶ月間の実績が存在する場合には、当該数値に12/7を乗じるなど、合理的な算定方法により算出。

【参考】告示 第1項 第4号の2

法第二十五条に規定する確認に係る申請（以下「確認申請」という。）について、当該確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の計画であって、当該確認申請に係る計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの（当該確認申請前に当該他の計画に係る法第二条第一項に規定する地域経済牽引事業が法第二十五条に基づく主務大臣の確認を受けたものに限る。以下「旧計画」という。）がある場合にあっては、次のいずれにも該当すること。イ 確認申請時に旧計画の実施期間が終了していること。

ロ 旧計画について、労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上であったこと。

上乗せ要件に該当する（上乗せ要件を満たす）ものとして確認申請を行わない場合は、全て空欄。

法第25条に規定する主務大臣が定める基準に係る確認を受ける対象事業者のうち、当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が平成31年4月1日以後であるものであって、対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものに該当するもの（以下上乗せ要件A-①）、当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が令和5年4月1日以後であるものであって、対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものに該当するもの（以下上乗せ要件A-②）、当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が令和7年4月1日以後であるものであって、対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものに該当するもの（以下上乗せ要件A-③）、または、当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が令和6年9月2日以後であるものであって、対象事業が地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすもの（以下上乗せ要件B）に該当するものとして確認を受ける場合には、本様式を記載し必要書類とともに提出すること。

- 以下の1～4のうち、上乗せ要件Aとして確認申請を行う場合は、1及び2を記載すること。
- また、上乗せ要件Bに該当するものとして確認申請を行う場合は、1～4全てを記載すること。
- なお、対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

必須記載事項整理表

要件	1						2	3		4
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		(1)	(2)	
A	①	どちらか一方	—	○	○	○	○	—	—	—
	②	どちらか一方	—	○	○	○	○	—	—	—
	③	—	○	○	○	○	○	—	—	—
B	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○

## 1 付加価値増加率等に関する基準

上乗せ要件Aによる確認申請を行う場合は、(1)、(2)又は(3)のいずれか、及び(4)～(6)を記載すること。また、上乗せ要件Bによる確認申請を行う場合は、(1)、(2)及び(4)～(6)の全てを記載すること。

### (1) 対象事業者の付加価値額増加率

対象事業者名	経産工業株式会社
対象事業者の前事業年度の付加価値額・・・A	2,521,148,147 (円)
対象事業者の前々事業年度の付加価値額・・・B	2,236,584,215 (円)
付加価値額増加率・・・ $(A-B) / B \times 100$	12.7 (%)

※ 付加価値額の根拠となる財務諸表等を添付すること。

#### 【1 (1) 対象事業者の付加価値額増加率】

- ・ 主務大臣の確認を受ける時点の前事業年度及び前々事業年度の数値を記載。
- ・ 付加価値額については、承認地域経済牽引事業者の企業全体の数値を記載。(地域経済牽引事業計画に記載されている付加価値創出額とは異なる点に注意。)
- ・ 算出にあたっては、【参考2】付加価値額増加率及び平均付加価値額算定シートを適宜活用。

#### 【参考】告示 第1項 第5号

計画承認日が平成三十一年四月一日以後である場合であって、次のいずれにも該当すること。イ

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること

(1) 対象事業者の付加価値額増加率(前事業年度の付加価値額(事業年度の期間が一年未満である場合にあつては一年当たりの金額に換算した金額とし、零以下である場合にあつては一元とする。以下同じ。)から前々事業年度の付加価値額を控除した金額の当該前々事業年度の付加価値額に対する割合をいう。)が百分の八以上であること。

(2) 対象事業者の平均付加価値額および承認地域経済牽引事業に係る付加価値創出額  
(当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が令和5年4月1日以後である場合)

対象事業者名	
対象事業者の前事業年度の付加価値額・・・A	(円)
対象事業者の前々事業年度の付加価値額・・・B	(円)
平均付加価値額・・・(A+B) / 2	(円)
承認地域経済牽引事業に係る付加価値創出額	(円)

- ※ 付加価値額の根拠となる財務諸表等を添付すること。
- ※ 承認地域経済牽引事業計画に記載されている付加価値創出額を記載すること。

【1 (2) 対象事業者の平均付加価値額および承認地域経済牽引事業に係る付加価値創出額】

- ・ 令和5年4月1日以降に地域経済牽引事業計画の承認を受けていること。
- ・ 承認地域経済牽引事業計画に記載されている付加価値創出額をそのまま転記。(企業全体の数値でない点に注意)

【参考】告示 第1項 第5号

計画承認日が平成三十一年四月一日以後である場合であって、次のいずれにも該当すること。イ次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること

(2) 計画承認日が令和五年四月一日以後である場合であって、対象事業者の平均付加価値額(前事業年度及び前々事業年度の付加価値額の年平均をいう。)が五十億円以上であり、かつ、承認地域経済牽引事業が三億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

(3) 対象事業に係る業種

(当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が令和7年4月1日以後である場合)

業種名	
同意基本計画名	
告示第1項第5号イ(3) (i) 又は(ii) の該当区分	

- ※ 日本標準産業分類に掲げる中分類項目を記載すること。
- ※ 指定業種が記載されている同意基本計画名を記載するとともに、当該同意基本計画を添付すること。
- ※ 日本標準産業分類は、以下の総務省HPで確認することができる。  
[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\\_0300023.html](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_0300023.html)
- ※ 告示第1項第5号イ(3) (ii) に規定する特定取引先の行う事業が指定業種に該当する場合は、当該事業の業種名を記載するものとし、告示第1項第5号イ(3) (ii) に該当することを証する書類(当該特定取引先の名称、当該事業の概要、取引状況が分かる資料など)を添付するものとする。

#### (4) 常時使用する従業員数（前事業年度末時点）

常時使用する従業員数	100 人
（上乗せ要件Cを利用する場合のみ） 産業競争力強化法第 2 条第 22 項に規定する中小企業者、みなし大企業でないことについて、右記チェック欄にチェックを入れること。	<input type="checkbox"/>

※ 常時使用する従業員（以下、「常用従業者」という。）は、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、該当しない。

※（未来法上の中小企業者である場合のみ）申請に当たってはその根拠資料を示すこと。根拠資料は、直近の確定申告書類（法人事業概況説明書）、給与所得の源泉徴収票、雇用保険の適用事業所台帳のほか、従業員名簿等の事業者が作成する任意の書類等が想定される。

※（上乗せB類型を利用する場合のみ）みなし大企業でない場合は、株主リスト、株主名簿等の株主の一覧表（各株主の出資比率がわかる書類）を根拠資料として提出すること。

※ 産業競争力強化法上の中小企業者については、下記経済産業省HPで確認することができる。

[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html)

(5) 資本金（前事業年度末時点）

（千円単位）

	50,000 千円
--	-----------

※上記資本金額の根拠となる財務諸表等を添付すること。

(6) 業種（日本標準産業分類細分類（4桁）にて記載）（※ 牽引事業者の業種）

分類番号（4桁）	2691
業種名	金属用金型・同部分品・附属品製造業

日本標準産業分類に掲げる細分類項目と番号（4桁）を記載すること。

別業種に属する複数の事業を持つ場合は当該事業者の「主たる事業」に該当する業種を記載すること。「主たる事業」は、売上高・付加価値額・従業員数などの経営指標の割合が最も多くの割合を占める事業を指す。

2 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率及び投資収益率

投資年度以降の5事業年度の労働生産性の伸び率の平均値 ×100	9.0 (%)
投資年度の翌事業年度以降の5事業年度の投資収益率の平均値 ×100	10.0 (%)

※投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。

※労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定根拠を別紙1-1及び別紙1-2に記入して提出すること。

【12 承認地域経済牽引事業】

・ 【6 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率】と整合する数値を記載。

【参考】告示 第1項 第5号 ロ、ハ、ニ

ロ 承認地域経済牽引事業について、減価償却資産を事業の用に供した事業年度から五年間の労働生産性の伸び率の年平均が百分の五以上（計画承認日が新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号。以下「改正産業競争力強化法」という。）の施行の日前である場合又は対象事業者が中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者である場合にあつては、百分の四以上）となることを見込まれること。

ハ 承認地域経済牽引事業について、減価償却資産を事業の用に供した事業年度の翌事業年度から五年間の投資収益率の年平均が百分の五以上となることを見込まれること。

ニ 承認地域経済牽引事業について、第一号イに規定する評価委員会において同号イ（1）の観点から先進的であると認められたこと。

### 3 産業競争力強化法第34条の2第1項に規定する特定中堅企業者にかかる基準

#### (1) 常用従業者数の伸び率及び平均給与支給総額

前事業年度の平均給与支給額	百万円
3事業年度前比の常用従業者数からの伸び率	(%)

#### (2) 直近3事業年度いずれかの売上高成長投資額比率

①設備投資額 (有形固定資産)	売上高比	(%)
②無形固定資産投資額 (ソフトウェア・特許権・のれん等)	売上高比	(%)
③研究開発の額	売上高比	(%)
④教育訓練費の額	売上高比	(%)

※上記①～④のうち、業種別平均を超えるものをいずれか1つ選択し、記載すること。

#### 4 パートナーシップ構築宣言の有無

パートナーシップ構築宣言の登録日	
パートナーシップ構築宣言のURL	

※「『パートナーシップ構築宣言』ポータルサイト」の登録企業リストから、「パートナーシップ構築宣言の登録日」とURLを転記すること。

※パートナーシップ構築宣言の宣言法人は、様式1の「1. 対象事業者の住所及び名称」の「名称」に記載する法人と必ず一致させること。

## 添付資料

- ※ 対象事業者の前事業年度の減価償却費が分かる資料として、前事業年度の財務諸表を提出してください。該当部分にマーカーを付けるなど、参照すべき箇所が分かるようにしてください。
- ※ 上乗せ要件の適用を受ける場合には、対象事業者の付加価値額増加率が分かる資料として、前事業年度及び前々事業年度の財務諸表を提出してください。該当部分にマーカーを付けるなど、参照すべき箇所が分かるようにしてください。
- ※ 承認地域経済牽引事業計画及び都道府県からの承認通知書（変更承認を受けた場合には、変更承認分を含む。）を添付してください。



以下、参考資料

労働生産性、投資収益率の算出の考え方等

# (1) 計算例：A 新規事業立上げの場合（労働生産性の伸び）

## 【具体例】

→ 機械部品a<sub>1</sub>の製造事業を行うA社が、新たな機械部品a<sub>2</sub>の製造事業（＝新規事業）を開始する場合。

※ 投資年度は、減価償却資産を「事業の用に供した日」を指します。  
 詳細は、以下の国税庁HP参照。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5400-2.htm>

### 投資年度（※）

A社の売上高	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
機械部品a <sub>1</sub> の製造事業 ①	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
機械部品a <sub>2</sub> の製造事業 (地域経済牽引事業)	-	② 50	50	100	100	200



## 2. 算定シート

		2025	2026	2027	2028	2029	2030	
労働生産性の伸び	売上高 ①	3,000	50	50	100	100	200	②
	売上原価	2,000	25	25	50	50	100	
	販売費及び一般管理費	1,000	40	40	50	50	55	
	給与総額	1,000	15	15	30	30	50	
	租税公課	500	10	10	40	40	80	
	付加価値額	1,500	10	10	70	70	175	
	労働者数(人)	200	5	5	10	10	15	
	労働生産性	8	2	2	7	7	12	労働生産性の伸び率
			27%	100%	350%	100%	167%	9.2%

① 投資年度の前年度（2025年度）には、既存の類似事業や、新事業の立上げに対して中止した事業等における数値を記入します。この事業では、既存の類似事業として、機械部品a<sub>1</sub>の製造事業の数値を記入していますが、どの事業が類似事業に該当するかは個別ケースごとの判断となります。

② 投資年度以降（2027年度～2030年度）には、機械部品a<sub>2</sub>の製造事業の数値を記入します。

※ 「売上高」以外の項目も、①②と同様に記入してください。

# (1) 計算例：A 新規事業立上げの場合（投資収益率）

## 【具体例】

→ 機械部品a<sub>1</sub>の製造事業を行うA社が、新たな機械部品a<sub>2</sub>の製造事業（＝新規事業）を開始する場合。

### 投資年度（※）

※ 投資年度は、減価償却資産を「事業の用に供した日」を指します。  
詳細は、以下の国税庁HP参照。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5400-2.htm>

A社の売上高	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
機械部品a <sub>1</sub> の製造事業	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
機械部品a <sub>2</sub> の製造事業 (地域経済牽引事業)	－	50	② 50	100	100	200	200



## 2. 算定シート

設備導入に伴う変化額		2026	2027	2028	2029	2030	2031	百万円 5年平均	
投資収益率	設備投資額 ①	▲500							
	売上高		50	100	100	200	200	②	
	売上原価 (減価償却以外)		25	50	50	100	100		
	(減価償却費)		0	0	0	0	0		
	売上総利益		25	50	50	100	100		
	販売費及び一般管理費 (減価償却以外)		15	25	25	30	30		
	(減価償却費)		25	25	25	25	25		
	営業利益		▲15	0	0	45	45		
	減価償却費			25	25	25	25		
	営業利益 + 減価償却費		10	25	25	70	70	40	
								投資収益率	8.0%

② 設備投資額を入力します。（「－」（マイナス）の値で入力します。）

② 投資年度の翌年度以降（2027年度～2031年度）には、機械部品a<sub>2</sub>の製造事業の数値を記入します。

※ 「売上高」以外の項目も、②と同様に記入してください。

# (1) 計算例：B 既存事業の増強（労働生産性の伸び）

## 【具体例】

→ 食品製造事業を行うB社が、自社のβ製品の増産を行う場合。

※ 投資年度は、減価償却資産を「事業の用に供した日」を指します。  
 詳細は、以下の国税庁HP参照。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5400-2.htm>

### 投資年度（※）

B社の売上高	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
食品製造事業	300	350	350	400	400	500
b-1事業（β製品製造[既存分]）①	300	300	300	300	300	300
<b>b-2事業（β製品製造[増産分]） （地域経済牽引事業）</b>	—	② 50	50	100	100	200



## 2. 算定シート

		2025	2026	2027	2028	2029	2030	
労働生産性の伸び	売上高 ①	300	50	50	100	100	200	②
	売上原価	60	25	25	50	50	100	
	販売費及び一般管理費	150	40	40	50	50	55	
	給与総額	100	15	15	30	30	50	
	租税公課	50	10	10	40	40	80	
	付加価値額	240	10	10	70	70	175	
	労働者数(人)	30	5	5	10	10	15	
	労働生産性	8	2	2	7	7	12	労働生産性の伸び率
			25%	100%	350%	100%	167%	7.8%

- ① 投資年度の前年度（2025年度）には、b-1事業の数値を記入します。  
 ② 投資年度以降（2027年度～2030年度）には、b-2事業の数値を記入します。  
 ※ 「売上高」以外の項目も、①②と同様に記入してください。

# (1) 計算例：B 既存事業の増強（投資収益率）

## 【具体例】

→ 食品製造事業を行うB社が、自社のβ製品の増産を行う場合。

※ 投資年度は、減価償却資産を「事業の用に供した日」を指します。  
 詳細は、以下の国税庁HP参照。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5400-2.htm>

### 投資年度（※）

B社の売上高	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
食品製造事業	300	350	350	400	400	500	500
b-1事業（β製品製造[既存分]）	300	300	300	300	300	300	300
<b>b-2事業（β製品製造[増産分]） （地域経済牽引事業）</b>	—	50	② 50	100	100	200	200

## 2. 算定シート

		2026	2027	2028	2029	2030	2031	百万円 5年平均	
設備導入に伴う変化額									
投資収益率	設備投資額 ①	▲500							
	売上高		50	100	100	200	200	②	
	売上原価	(減価償却以外)		25	50	50	100	100	
		(減価償却費)		0	0	0	0	0	
	売上総利益			25	50	50	100	100	
	販売費及び一般管理費	(減価償却以外)		15	25	25	30	30	
		(減価償却費)		25	25	25	25	25	
	営業利益			▲15	0	0	45	45	
減価償却費			25	25	25	25	25		
営業利益 + 減価償却費			10	25	25	70	70	40	投資収益率 8.0%

- ② 設備投資額を入力します。（「-」（マイナス）の値で入力します。）  
 ② 投資年度の翌年度以降（2027年度～2031年度）には、b-2事業の数値を記入します。  
 ※ 「売上高」以外の項目も、②と同様に記入してください。

# (1) 計算例：C工場内の省力化設備の導入（労働生産性の伸び）

## 【具体例】

→ 電子製品製造事業を行うC社が、自社の製造ラインの更新（省力化設備の導入）を行う場合。

※ 投資年度は、減価償却資産を「事業の用に供した日」を指します。  
 詳細は、以下の国税庁HP参照。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5400-2.htm>

### 投資年度（※）

C社の売上高	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
電子製品製造事業	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500
c-1事業[既存] ①	5,000	-	-	-	-	-
<b>c-1'事業[更新後] (地域経済牽引事業)</b>	-	② 5,100	5,200	5,300	5,400	5,500

## 2. 算定シート

		2025	2026	2027	2028	2029	2030	
労働生産性の伸び	売上高 ①	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500	②
	売上原価	1,000	1,210	1,220	1,230	1,240	1,250	
	販売費及び一般管理費	600	600	600	600	600	600	
	給与総額	240	180	180	180	180	180	
	租税公課	600	600	600	600	600	600	
	付加価値額	4,240	4,070	4,160	4,250	4,340	4,430	
	労働者数(人)	60	40	40	40	40	40	
	労働生産性	71	102	104	106	109	111	労働生産性の伸び率
			144%	102%	102%	102%	102%	9.4%

- ① 投資年度の前年度（2025年度）には、c-1事業の数値を記入します。  
 ② 投資年度以降（2027年度～2030年度）には、c-1'事業の数値を記入します。  
 ※ 「売上高」以外の項目も、①②と同様に記入してください。

# (1) 計算例：C工場内の省力化設備の導入（投資収益率）

## 【具体例】

→ 電子製品製造事業を行うC社が、自社の製造ラインの更新（省力化設備の導入）を行う場合。

※ 投資年度は、減価償却資産を「事業の用に供した日」を指します。  
 詳細は、以下の国税庁HP参照。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5400-2.htm>

### 投資年度（※）

C社の売上高	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
電子製品製造事業	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500	5,500
c-1事業[既存]	5,000	-	-	-	-	-	-
<b>c-1'事業[更新後] (地域経済牽引事業)</b>	-	5,100	② 5,200	5,300	5,400	5,500	5,500

## 2. 算定シート

設備導入に伴う変化額		2026	2027	2028	2029	2030	2031	千円 5年平均
投資収益率	設備投資額 ①	▲70,000						
	売上高		5,200	5,300	5,400	5,500	5,500	②
	売上原価 (減価償却以外)		720	730	740	750	750	
	(減価償却費)		500	500	500	500	500	
	売上総利益		3,980	4,070	4,160	4,250	4,250	
	販売費及び一般管理費 (減価償却以外)		600	600	600	600	600	
	(減価償却費)		0	0	0	0	0	
	営業利益		3,380	3,470	3,560	3,650	3,650	
	減価償却費		500	500	500	500	500	投資収益率
営業利益+減価償却費		3,880	3,970	4,060	4,150	4,150	4,042	5.7%

- ② 設備投資額を入力します。（「-」（マイナス）の値で入力します。）
  - ② 投資年度の翌年度以降（2027年度～2031年度）には、c-1'事業の数値を記入します。
- ※ 「売上高」以外の項目も、②と同様に記入してください。

## (2) 各数値指標の算定期間

